＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

一般社団法人　ＲＣＦ　定款

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成２３年　９月２２日　作成
平成２３年　９月２７日　公証人認証
平成２３年　９月２７日　会社成立
平成２５年　８月３０日　一部変更
平成２７年　５月１５日　一部変更
平成２７年　９月　１日　一部変更
平成２９年　３月２０日　一部変更
令和元年　１０月２４日　一部変更
令和２年　　９月　９日　一部変更
令和６年　１２月１８日　一部変更
令和８年　　３月１３日　一部変更

一般社団法人ＲＣＦ　定款

第1章　　総則

（名称）

第1条　　この法人は、一般社団法人 ＲＣＦと称する。

（事務所）

第2条　　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章　　目的及び事業

（目的）

第3条　　この法人は、災害からの復興および国内外の社会課題解決を目的とする。

（事業）

第4条　　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　ビジネス・パブリック・ソーシャルセクターのコーディネートによる災害からの復興および社会課題解決事業の実施

(2)　事業支援および助成・出資

(3)　情報収集・分析、および発信

(4)　無料及び有料の職業紹介事業・人材派遣事業

(5)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章　　社員

（法人の構成員）

第5条　　この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

（社員の資格の取得）

第6条　　この法人の社員になろうとする者は、所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

（任意退社）

第7条　　社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、１ヶ月以上前に予告をするものとする。

（除名）

第8条　　社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当核社員を除名することができる。

(1)　この定款その他の規則に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第9条　　前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　総社員が同意したとき。

(2)　当核社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章　　社員総会

（構成）

第10条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第11条　社員総会は、次の事項について決議する。

(1)　社員の除名

(2)　理事の選任又は解任

(3)　理事の報酬等の額

(4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5)　定款の変更

(6)　解散及び残余財産の処分

(7)　その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（招集時期）

第12条　社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は必要がある場合に招集する。

（招集権者）

第13条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

２　総社員の議決権の １０ 分の １ 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第14条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決権）

第15条　社員総会における議決権は、社員 １ 名につき １ 個とする。

（決議）

第16条　社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当核社員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(1)　社員の除名

(2)　定款の変更

(3)　解散

(4)　その他法令で定められた事項

３　理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第 １９条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　社員総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する社員を除いた上で行う。

５　社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につ

き社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

6　社員が全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第17条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章　役員

（役員の設置）

第18条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事３名以上１０名以内

2 理事のうち １名を代表理事とする。

（役員の選任）

第19条　理事は、社員総会の決議によって選任する。

2　代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第20条　理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

（役員の任期）

第21条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2　補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3　理事は、第１８条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務

を有する。

（役員の解任）

第22条　理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（役員の報償等）

第23条　理事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章　資産及び会計

（事業年度）

第24条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１ 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第25条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第26条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、社員総会で承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の付属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（（正味財産増減計算書）の付属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第５号の書類については定時社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の

書類については承認を受けなければならない。

（剰余金の分配の禁止）

第27条　当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第28条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第29条　この法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第30条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章　公告の方法

（公告の方法）

第31条　この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第9章　附則

（最初の事業年度）

第32条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成２４年８月３１日までとする。

（設立時の役員等）

第33条　当法人の設立時の役員は、次の通りである。

設立時理事 藤沢烈

設立時理事　　田村太郎

設立時理事　　山口揚平

設立時代表理事　　藤沢烈

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第34条　設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。

設立時社員１　　住所　千葉県松戸市金ヶ作３６番地の８

氏名　藤沢烈

２　　住所　神奈川県秦野市尾尻９３８番地の５

氏名　山口揚平

（法令の準拠）

第35条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和８年３月１６日

この定款の写しは原本と相違ないことを証明します。

一般社団法人　ＲＣＦ

代表理事　藤沢　烈